

令和6年度 財政援助団体等監査結果報告書

令和7年1月9日

静岡市監査委員
同
同
同

遠	藤	正	方
白	鳥	三	和子
寺	澤		潤
稻	葉	寛	之

目 次

第 1	監査の基準	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の主な実施内容	1
第 5	監査の実施場所及び日程	2
第 6	監査の結果等	2

財政援助団体監査

1	監査の対象	5
2	監査の着眼点	5
3	監査の結果	5
4	監査した補助金等の概要	8

出資団体監査

1	監査の対象	10
2	監査の着眼点	10
3	監査の結果	10
4	監査した団体の概要	14

指定管理者監査

1	監査の対象	19
2	監査の着眼点	19
3	監査の結果	19
4	その他必要と認める事項	24
5	監査した施設の概要	25

第1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

1 監査の名称

令和6年度財政援助団体監査

令和6年度出資団体監査

令和6年度指定管理者監査

2 根拠法令

地方自治法第199条第7項及び地方自治法施行令第140条の7

第3 監査の対象

1 財政援助団体監査

（1）静岡市森林組合林家指導等事業補助金

所管部局 経済局農林水産部森林政策課

団体 静岡市森林組合

（2）静岡市清水漁業協同組合指導事業補助金

所管部局 経済局農林水産部水産振興課

団体 清水漁業協同組合

2 出資団体監査

（1）社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団

所管部局 保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課

（2）公益財団法人静岡市まちづくり公社

所管部局 総務局総務課

3 指定管理者監査

（1）静岡市歴史博物館

指定管理者 公益財団法人静岡市文化振興財団

所管部局 観光交流文化局歴史文化課

（2）静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」

指定管理者 株式会社創造舎

所管部局 経済局商工部産業振興課

第4 監査の主な実施内容

1 本監査

出資団体監査及び指定管理者監査においては、監査委員による説明聴取及び質疑を実

施した。さらに、指定管理者監査については、対象施設の現地調査を併せて行った。

2 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

監査の種類	実施場所	日程
財政援助団体監査	監査委員事務局執務室ほか	令和6年8月20日から 令和7年1月9日まで
出資団体監査	監査委員室ほか	
指定管理者監査	静岡市歴史博物館 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」	

第6 監査の結果等

1 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

（1）監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

第1から第5まで及び各監査の着眼点のとおり監査した限り、対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が重要な点において、当該財政的援助等の目的に沿って行われていた。

（2）監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

出資団体監査及び指定管理者監査において、指摘事項があった。

（3）財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査の各監査において、意見があった。

2 その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

指定管理者監査において、指導事項があった。

なお、各監査の着眼点、監査の結果等及び監査対象の概要については後述する。

用語説明

1 指摘事項

合規性、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性（Economy）・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性（Efficiency）・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性（Effectiveness）・・・目的を達成し、効果を上げているか。

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

3 意見

監査の結果に必然的に伴う、監査委員の意見である。

【参考】

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第199条 略

第2項から第6項まで 略

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

8 略

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第10項以降 略

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） （抄）

第 140 条の 7 地方自治法第 199 条第 7 項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人とする。

第 2 項以降 略

静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号） （抄）

（監査報告等の内容）

第 19 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第 1 号から第 6 号まで 略

（ 7 ） 監査等の結果

（ 8 ） 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

- 2 前項第 7 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第 1 号及び第 2 号 略

- （ 3 ） 財政援助団体等監査 前項第 1 号から第 6 号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

第 4 号から第 8 号まで 略

- 3 第 1 項第 7 号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第 5 項以降 略

財政援助団体監査

1 監査の対象

(1) 静岡市森林組合林家指導等事業補助金

所管部局 経済局農林水産部森林政策課

団体 静岡市森林組合

(2) 静岡市清水漁業協同組合指導事業補助金

所管部局 経済局農林水産部水産振興課

団体 清水漁業協同組合

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

ア 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

イ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
また、補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

ウ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。

イ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

3 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の意見があった。

【意見】

実績報告書類の審査について

静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）第13条、静岡市森林組合林家指導等事業補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）第12条及び静岡市清水漁業協同組合指導事業補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）第11条の規定によれば、市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助事業等の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定するものとされている。

しかし、今回の監査を行った結果、静岡市森林組合林家指導等事業補助金（以下「林

家指導等事業補助金」という。)及び静岡市清水漁業協同組合指導事業補助金(以下「清水漁協指導事業補助金」という。)の両補助金において、次の点において実績報告書類としての記載内容が不十分なまま補助金の額を確定している状況が見受けられた。

(1) 林家指導等事業補助金の補助事業の確認について

静岡市森林組合林家指導等事業補助金交付要綱第3条の規定によれば、補助金の交付対象となる事業は、林家指導等事業で市長が必要があるものと認めるものとされ、同要綱第1条の規定によれば、林家指導等事業は、林家に対する森林施業等の技術的指導及び林業の普及・啓発事業とされている。

補助事業に該当する事業であるかの確認は、所管部局が実績報告書及び添付書類だけではなく、必要に応じて聞き取りを行い、技術的指導にあつては、適切な森林整備を行う必要がある一方、その担い手が減少している中で、効率的な森林整備のために必要な取組であることを、普及・啓発にあつては、林家や一般に向けた情報発信、普及・啓発をしていることを確認しているとのことであった。

しかし、当該補助金の実績報告書及び添付書類からは林家に対する森林施業等の技術的指導及び林業の普及・啓発事業に該当するのかが明確でないものが見受けられた。

(2) 林家指導等事業補助金及び清水漁協指導事業補助金の補助対象経費となる人件費の確認について

林家指導等事業補助金については、補助事業に要した人件費の計上に当たり、従事した職員の人件費総額を年間労働日数で除して得た日額単価に半日(0.5)又は1日(1.0)といった労働日数(実績報告書では「人工」とされている。)を乗じて算出していたが、その人工を確認するために添付されていた書類が職員の各月ごとのカレンダー形式のスケジュール表のみで従事時間が記載されていなかった。

清水漁協指導事業補助金については、補助事業に要した人件費を担当職員3人の1.5人分として算出しており、また、複合機の使用等に係る経費についても総額に補助事業に係る職員数に占める1.5人の割合を乗じて算出していたが、1.5人分の業務量を確認するための書類が事業一覧表(事務手続の名称と事務の実施日を経費の区分ごとに記載した一覧表)のみとなっていた。

どちらの補助金も、実績報告書類の内容からは補助対象となる業務量を読み取ることができないところ、これについては所管部局が団体へ聞き取り等を行い確認しているとのことであったが、その聞き取った内容の記載がなく、補助対象経費や補助金額の正当性が書類上確認し難い状況となっていた。

林家指導等事業補助金の所管部局においては、当該補助金が団体の運営を補助するものではなく、事業に対しての補助であり、実施された事業が補助事業に該当するかどうかの確認は、交付決定及び交付確定をする上で非常に重要であることから、団体が実施する事業と補助対象事業との対応関係を整理しておく必要がある。

また、両補助金の所管部局においては、補助金額が適正なものであるかを補助金交付

確定伺により確実に審査する必要があることから、補助要件に合致した事業内容であるかを把握するための記載方法について団体に指導することや算出の基礎となる書類を団体から追加徴取するなど、適正な実績報告書類を求めることにより適切な審査が行われ、後年度に書類を確認した際に当該補助金の内容が的確に伝わるよう文書が整えられることを望むものである。

4 監査した補助金等の概要

静岡市森林組合林家指導等事業補助金

財政 援助 団体	名称	静岡市森林組合
	事務局所在地	静岡市葵区千代 538 番地の 11
	設立年月日	昭和 57 年 4 月 1 日
	収支の状況	事業収益 471,901,380 円 事業費用 347,389,241 円 事業管理費 122,655,513 円 事業外収益 1,634,743 円 事業外費用 343,249 円 経常利益 3,148,120 円
補助 金 の 概 要	補助事業の目的	森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の成長産業化に資する活動を支援し、もって地域林業の振興を図ることを目的とする。
	補助金額	2,863,080 円
	補助対象となった事業	林家に対する森林施業等の技術的指導及び林業の普及・啓発事業で市長が必要があると認めるもの

※ 収支の状況は、令和 5 年度実績を示す。なお、当事業年度は令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までであり、消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式である。

※ 補助金額は、令和 5 年度実績を示す。

静岡市清水漁業協同組合指導事業補助金

財政 援 助 団 体	名称	清水漁業協同組合
	事務局所在地	静岡市清水区島崎町 149 番地の 40
	設立年月日	昭和 24 年 9 月 30 日
	収支の状況	事業収益 425,194,045 円 事業費用 270,296,361 円 事業管理費 151,886,509 円 事業外収益 5,499,409 円 事業外費用 850,305 円 経常利益 7,660,279 円
補助 金 の 概 要	補助事業の目的	清水港の水産業の振興を図ることを目的とする。
	補助金額	4,365,000 円
	補助対象となった事業	水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 11 条第 1 項第 2 号、第 8 号及び第 13 号に規定する事業のうち、市長が必要があると認めるもの

※ 収支の状況は、令和 5 年度実績を示す。なお、当事業年度は令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までであり、消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式である。

※ 補助金額は、令和 5 年度実績を示す。

出資団体監査

1 監査の対象

(1) 社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団

所管部局 保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課

(2) 公益財団法人静岡市まちづくり公社

所管部局 総務局総務課

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

イ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

(2) 出資団体関係

ア 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

ウ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

エ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

3 監査の結果

監査した結果、1件の指摘事項があった。また、4件の意見があった。

【指摘事項】

決算報告書の記載内容の誤りについて（社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団）

拠点区分ひびきワークの引当金明細書の賞与引当金欄に、拠点区分うしおワークの賞与引当金の額が誤って記載されていたため、各拠点区分の引当金明細書の賞与引当金期末残高の合計額と法人単位貸借対照表及び社会福祉事業事業区分貸借対照表内訳表に記載の法人全体の賞与引当金の額が一致していなかった。

【意見】

(1) 社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団

ア 変化する福祉ニーズへの対応について

出資団体の課題調書には、「利用者の減少」が課題として記載されていることから、状況を確認したところ、「入所やグループホームの利用に変更」、「街中で、小規模なア

ットホームな雰囲気を提供している民間事業所を利用」、「入浴サービスを利用したいため、入浴設備の整備された事業所を利用」、「機能障害の後遺症がある方でも若年層の方たちは、平日は、日中活動のサービス利用や、企業に勤務」、「支援学校卒業生が就労支援事業所を希望する傾向」等、利用者が他の事業所やサービス等を選択している旨の理由が示された。

一方で、身体障がい者の身体機能維持や回復、教養の向上、仲間づくりを目的とする身体障害者福祉センターである「みなとふれあいセンター」や、発達に心配のある乳幼児の母子療育を行う母子療育センターである「うみのこセンター」の事業は、他では行っていない福祉サービスである旨の説明があった。

また、外郭団体方針書には、「なぎさホーム」や「うなばら学園」では民間では受入れ困難な重度障がい者や強度行動障がい者を受け入れているとの記載もあった。

静岡市しみず社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の設立から40年以上経過する中で、社会全体として福祉サービスが充実してきているとの説明もあったが、外郭団体方針書にも、団体の「役割」や「公益性」として「一般の民間事業者では対応が困難な事業や役割を実施する」旨の記載があることから、静岡市全体としてサービスの提供が充足している分野については、民間事業所と競合して利用者を獲得するのではなく、事業団でなければ提供できないサービスに特化していくことを検討していくことも必要ではないかと考える。

また、事業団としては、特に「なぎさホーム」における入浴設備の設置の必要性を強く感じているとのことであるが、利用者のニーズや利便性、事業団の積み重ねてきたスキルや施設の状況、民間事業者などとの連携も含めて検討し、利用者やその家族等にとって利便性の高い、現実的な体制が構築されていくことを望むものである。

イ 地元経済界との連携について

就労継続支援B型事業を行っている「うしおワーク」について、地元経済界との連携等、経営の安定に向けた取組状況を確認したところ、「工賃対象収入全体の55%程度を占める請負作業において、株式会社日立ジョンソンコントロールズ空調をはじめ地元企業と連携している。」、「自主事業として「EMぼかし」という園芸用肥料の製造、販売を行っているが、販路確保のためJAしみずと連携し、JAの直売所での販売をお願いしており、令和5年度は、年間約3,000袋を製造したうち、約1,400袋をJAに納品している。」との説明があった。

このことは、事業団が「うしおワーク」の経営の安定に向けて取り組んだ成果だと認識しているが、今後も経営の安定に向けた取組を進め、地元経済界との更なる連携が構築されることを期待する。

(2) 公益財団法人静岡市まちづくり公社

ア 自主財源の確保について

法人の安定した運営のためには自主財源の確保が重要であるが、ミライエリアンのテナントに長年入居していたコンビニエンスストアが退去したことによる貸付料収入減少の影響も懸念されることから、自主財源の確保に向けたより一層の取組が求められている。

(ア) 駐車場事業について

出資団体の改善調書には、収益事業の要である駐車場事業について、「駐車場収入」は、コロナ禍前の平成30年度との比較で、令和2年度は69.4%であったが、その後は回復傾向にあり、令和5年度は94.5%となっている旨の記載があることから、この回復率の評価について確認したところ、「静岡市まちづくり公社所有の「静岡駅北パーキング」の近隣で国道の北側にある駐車場の令和5年度の状況は、平成30年度比で90%程度と聞いている。公社の駐車場収入は、平成30年度比で、令和2年度69.4%、令和3年度71.9%、令和4年度83.9%、令和5年度94.5%となっていることから、順調に回復しているものと考えている。」とのことであった。また、令和6年度の9月末累計は、平成30年度比で107.7%となっているとのことであった。

主要駐車場である駅北パーキングについては、周辺地域での大型駐車場の開業や駐車料金の上限設定等、厳しい状況下にあるが、料金規定の見直しや、屋上のカーシェア事業者への区画貸の実施等に取り組み、成果が表れているとのことであり、今後も、利用者のニーズを把握し、駐車場収入確保に向けた取組を積極的に進めていくことを期待する。

(イ) レストラン事業について

出資団体の課題調書にJ－STEP（清水ナショナルトレーニングセンター）のレストラン経営の指定管理事業への切替えを市に要請している旨の記載があることから、現在の市との協議状況について確認したところ、指定管理業務への切替えを検討する上では、「施設宿泊者と一般利用者向けの食事提供の区分けについてどうすべきか」「指定管理業務にするに当たり条例上への位置付けの有無」など、市内部でも整理する必要があるため、次回の指定管理更新に向けて引き続き協議していく予定となっているとのことであった。

収益事業であっても指定管理業務であっても、利用者に対し、食事と共にサービスを提供する業務であることに変わりはないので、運営形態の協議と併せて、より質の高いサービスの提供に向けての検討を重ねていくことを望むものである。

(ウ) コミュニティホール七間町について

経営計画書には、コミュニティホール七間町の稼働率は現状 50%弱で、これを上げることで赤字額減少につなげていく旨の記載があることから、今後どのように稼働率を上げていくのか確認したところ、「コミュニティホール七間町は、通常の午前・午後・夜間区分の貸出しだけでなく、時間貸出しも実施していることから、キャンセル枠や空き状況の発信を積極的に行うことに加えて、利用料金の見直しや減免措置の見直しなども行い、稼働率及び料金収入を向上させていきたい。」との回答があった。

また、「コミュニティホール七間町は、地域コミュニティ機能の向上、まちづくりに関する情報発信などを目的とした施設であることから、平日に実施している地域住民等が気軽に参加できる教室・講座なども継続し、七間町、呉服町など近隣商店街と連携した事業の実施などにより、中心市街地の賑わい創出にもつなげていきたい。」「大道芸ワールドカップ in 静岡においては、ホールの利用方法が関係者控室などとなっていることから、賑わい創出につながるようパフォーマンス会場としての利用を打診している。」等の説明があった。

静岡市まちづくり公社は、中心市街地整備推進機構の役割を果たす必要があり、コミュニティホール七間町は公益目的事業であるが、その赤字の補填には収益事業の利益が充当されることから、赤字額減少に向けた取組は、自主財源の確保の観点からも重要なものであると考える。

今後も、「賑わいの創出」と「稼働率向上による赤字額減少」が両立するよう取り組んでいくことを期待する。

イ 経営改善について

出資団体の改善調書には、経営改善策として人件費抑制のために昇給の抑制策を実施している旨の記載がある一方で、「総括事業報告」には、最低賃金の大幅な引上げもあり経営状況は厳しい状況が続くとの記載があることから、最低賃金の大幅な引上げに対応しながらの人件費抑制策について確認したところ、「パート職員賃金については、毎年の最低賃金の引上げに伴い、都度、改定を行い対応している一方で、正職員については、令和 5 年度は職員給与改定実施時期を市と同様の年度当初まで遡及せず、令和 6 年度から実施するなど、改定時期を遅らせた。また、令和 3 年度から基本給の定期昇給を 4 号給から 2 号給に抑制しており、4 年連続で実施して、現在に至っている。」等の説明があった。

賃上げ時流の中で人件費抑制を行うことは、人材不足につながるおそれがあることから、慎重に検討する必要があると考える。一方で、法人全体として赤字が続き、過去の蓄積が減少している状況では、長期的な法人としての存続が危ぶまれることから、引き続き法人全体としての事業や組織の在り方の見直しを図ることを期待する。

4 監査した団体の概要

社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団

設立年月日	昭和 57 年 4 月 1 日
所在地	静岡市清水区駒越西二丁目 10 番 10 号
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。
基本財産	3,000,000 円（静岡市の出資比率 100%）
組織	理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 4 人、評議員 7 人、監事 2 人、職員 71 人
事業(定款に記載された事業)	1 障害福祉サービス事業の経営 2 身体障害者福祉センターの経営 3 特定相談支援事業の経営 4 障害児相談支援事業の経営
経営成績・財政状態	貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書は、別表 1～3 のとおり

【別表１】貸借対照表

(単位：円)

科目	５年度	４年度	増減
流動資産	370,592,335	372,018,769	△1,426,434
固定資産	149,726,729	138,970,358	10,756,371
資産合計	520,319,064	510,989,127	9,329,937
流動負債	29,588,201	26,942,051	2,646,150
固定負債	40,741,116	35,330,280	5,410,836
負債合計	70,329,317	62,272,331	8,056,986
基本金	3,000,000	3,000,000	0
国庫補助金等特別積立金	447,294	628,437	△181,143
その他の積立金	118,316,386	119,031,931	△715,545
次期繰越活動増減差額	328,226,067	326,056,428	2,169,639
純資産合計	449,989,747	448,716,796	1,272,951
負債及び純資産合計	520,319,064	510,989,127	9,329,937

【別表２】事業活動計算書

(単位：円)

科目	５年度	４年度	増減
サービス活動増減の部 収益	393,389,631	417,855,739	△24,466,108
サービス活動増減の部 費用	404,895,605	399,641,668	5,253,937
サービス活動増減差額	△11,505,974	18,214,071	△29,720,045
サービス活動外増減の部 収益	8,131,875	677,290	7,454,585
サービス活動外増減の部 費用	8,050	57,710	△49,660
サービス活動外増減差額	8,123,825	619,580	7,504,245
特別増減の部 収益	4,850,000	212,100	4,637,900
特別増減の部 費用	13,757	13,756	1
特別増減差額	4,836,243	198,344	4,637,899
当期活動増減差額	1,454,094	19,031,995	△17,577,901
繰越活動増減差額の部			
前期繰越活動増減差額	326,056,428	307,918,464	18,137,964
当期末繰越活動増減差額	327,510,522	326,950,459	560,063
基本金取崩額	0	0	0
その他の積立金取崩額	715,545	1,105,969	△390,424
その他の積立金積立額	0	2,000,000	△2,000,000
次期繰越活動増減差額	328,226,067	326,056,428	2,169,639

【別表 3】資金収支計算書

(単位:円)

科目	5 年度予算額	5 年度決算額	差額
事業活動による収支 収入	398,465,000	401,521,506	△3,056,506
事業活動による収支 支出	404,428,000	398,284,576	6,143,424
事業活動資金収支差額	△5,963,000	3,236,930	△9,199,930
施設整備等による収支 収入	0	0	0
施設整備等による収支 支出	7,920,000	7,913,920	6,080
施設整備等資金収支差額	△7,920,000	△7,913,920	△6,080
その他の活動による収支 収入	1,218,000	1,217,702	298
その他の活動による収支 支出	557,000	552,000	5,000
その他の活動資金収支差額	661,000	665,702	△4,702
予備費支出	1,496,000	0	1,496,000
当期資金収支差額合計	△14,718,000	△4,011,288	△10,706,712
前期末支払資金残高	364,692,000	364,695,143	△3,143
当期末支払資金残高	349,974,000	360,683,855	△10,709,855

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

公益財団法人静岡市まちづくり公社

設立年月日	昭和 16 年 7 月 17 日（平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行）
所在地	静岡市葵区七間町 12 番 4 M I R A I E リア ン 2 F
設立目的	まちづくり支援事業、スポーツ・健康増進事業、文化教養事業、コミュニティの場の提供等を通じて、健やかで文化的な市民生活の向上と快適な地域社会の実現を図り、もって生き生き暮らせる静岡市の創造に寄与することを目的とする。
基本財産	386,300,000 円（静岡市の出資比率 100%）
組織	理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 7 人、監事 1 人、評議員 9 人、職員 234 人
事業(定款に記載された事業)	1 まちづくり支援事業 2 スポーツ・健康増進事業 3 文化教養事業 4 低額所得者向けの住宅の建設及び経営・運営に関する事業 5 駐車場経営・運営事業及び警備業法に基づく業務 6 災害時における被災地支援事業 7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
経営成績・財政状態	貸借対照表、損益計算書は、別表 1 及び別表 2 のとおり

【別表 1】貸借対照表

(単位：円)

科目	5 年度	4 年度	増減
流動資産	358,428,568	327,428,769	30,999,799
固定資産	1,066,224,083	1,167,747,800	△101,523,717
資産合計	1,424,652,651	1,495,176,569	△70,523,918
流動負債	210,332,076	138,765,696	71,566,380
固定負債	212,452,117	199,713,981	12,738,136
負債合計	422,784,193	338,479,677	84,304,516
指定正味財産	386,300,000	386,300,000	0
一般正味財産	615,568,458	770,396,892	△154,828,434
正味財産合計	1,001,868,458	1,156,696,892	△154,828,434
負債及び正味財産合計	1,424,652,651	1,495,176,569	△70,523,918

【別表 2】正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	5 年度	4 年度	増減
経常収益	1,781,989,828	1,789,250,225	△7,260,397
経常費用	1,872,560,168	1,843,468,945	29,091,223
評価損益等調整前当期経常増減額	△90,570,340	△54,218,720	△36,351,620
投資有価証券評価損益等	△3,173,980	△4,947,500	1,773,520
当期経常増減額	△93,744,320	△59,166,220	△34,578,100
経常外収益	0	0	0
経常外費用	61,084,114	1	61,084,113
当期一般正味財産増減額	△154,828,434	△59,166,221	△95,662,213
一般正味財産期首残高	770,396,892	829,563,113	△59,166,221
一般正味財産期末残高	615,568,458	770,396,892	△154,828,434
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	386,300,000	386,300,000	0
指定正味財産期末残高	386,300,000	386,300,000	0
正味財産期末残高	1,001,868,458	1,156,696,892	△154,828,434

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

指定管理者監査

1 監査の対象

(1) 静岡市歴史博物館

指定管理者 公益財団法人静岡市文化振興財団

所管部局 観光交流文化局歴史文化課

(2) 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」

指定管理者 株式会社創造舎

所管部局 経済局商工部産業振興課

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

イ 指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

3 監査の結果

監査した結果、1 件の指摘事項があった。また、9 件の意見があった。

【指摘事項】

市の承認を受けていない業務の再委託について（株式会社創造舎）

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の管理に係る協定書第 8 条の規定によれば、「乙（指定管理者）は第三者に対し、条例第 14 条に規定する業務を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（静岡市）が指定した業務を委託する場合及び特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。」とされている。

しかし、指定管理者が第三者に委託した産業廃棄物収集運搬及び処分委託業務について、市が指定した業務に含まれていないにもかかわらず、市の承認を受けずに第三者に委託していた。

【意見】

(1) 静岡市歴史博物館

ア 入館者数について（歴史文化課、公益財団法人静岡市文化振興財団）

指定管理者から提出された「総括事業報告」に、令和5年度における「入館者数は、284,115人（目標500,000人、達成率56.8%）、有料展示観覧者数は83,294人（目標141,000人、達成率59.1%）と目標を達成することができなかった。」との記載がある。

入館者数、有料展示観覧者数ともに目標を大きく下回っているが、所管課の監査資料にも指定管理者の監査資料にも課題として記載されていないことから、どのように認識しているのか確認したところ、所管課から「目標を大きく下回ったことは、改善すべき事案として認識しており、それを前提に改善に向けた問題や解決策を課題調書、改善調書に記載している。」旨の回答があった。

所管課の課題調書には「企画展示のみの観覧料の設定」が記載され、指定管理者の課題調書には「観光交流機能の強化」、「館内誘導の見直し」が記載されており、いずれも入館者増に向けての取組が記載されているが、所管課の監査資料には、「入館者数、有料展示観覧者数ともに目標を達成することができなかった」ことについては一切記載されていなかった。

参考に、静岡県立美術館の令和5年度の有料観覧者数を確認したところ、約8か月の開館で52,846人とのことであり、単純に1.5倍（12か月に換算）すると約80,000人となることから、歴史博物館の有料観覧者数の83,294人と大差のない数値となっていた。

入館者数等の現実的な検証は必要であるが、自らが定めた目標を大きく下回ったことは課題として捉えるべきであり、その検証を踏まえた改善策として「目標値の再設定」や「企画展示のみの観覧料の設定」、「館内誘導の見直し」等、入館者の増加に向けての個別の取組を記載すべきではなかったかと感じている。

今後は、より現実的で費用対効果にも着目した目標としていくとのことであるので、新たな目標値が確実に達成されることを期待する。

イ 企画展の開催について（公益財団法人静岡市文化振興財団）

話題性のある企画展の積極的な開催は、多くの入館者が期待できることから、企画展の開催について確認したところ、「企画展のテーマについては、話題性や集客力のある展示だけでなく、学術研究に基づく展示や地域の歴史を掘り下げたテーマも必要であることから、それらを加味した上で、当館の基本展示ではカバーしきれない多種多様なテーマを扱う必要がある。このような状況から、全ての企画展が大幅な有料展示観覧者数の増加に結びつくものではないが、このバランスを考えた企画展のスケジュールを今後も計画していきたい。」との回答があった。

また、毎週末のトークを活用した企画展関連イベントの機会を設け、入館者数の増

加につなげていきたいとの説明もあった。

歴史博物館は、博物館としての側面と、本市の観光交流の拠点であり歴史観光のハブとしての側面を併せ持つ施設であることから、効果的な企画展のテーマ選定により、両者の機能をバランス良く発揮していくことを期待する。

ウ 来館者の増加・認知度向上に向けた取組について（公益財団法人静岡市文化振興財団）

指定管理者から、来館者の増加や認知度向上に向けた取組として、家康公をキーワードとした企画展示の開催、毎週末実施の学芸員トークの開催（テーマは最新の研究成果や学芸員だからこそ知っているマニアックな知識）、週末の観光コンシェルジュ配置（歴史観光のハブ機能）、企画展パンフレットへの地域へと誘うマップの掲載、博物館起点のガイドツアーの実施など、様々な事業を企画・実施し、集客・回遊性向上に努めてきた旨の説明があった。

また、「戦国時代末期の道と石垣の遺構」の価値が、来館者に伝わっていないとの認識から、遺構の価値や、当時の様子を再現したＣＧ画を掲載したパネルを遺構脇に設置したり、来館者の入館後の導線が分かりやすい案内板を設置したりするなど、来館者の満足度向上に向けた取組も進めていた。

このほかに、ツアー客の獲得を目指して、するが企画観光局を窓口とした県内誘客用の観光商品シートへの掲載や、旅行会社・クルーズ船のツアー会社などの視察や教育旅行のモニターツアーを受け入れＰＲを実施するとともに、小中学校等との連携事業として、教育目的による博物館の活用促進にも取り組んでいるとのことであった。

このような指定管理者の取組により、令和５年度は延べ１５３校、９、３００人余の児童生徒が来館し、当初は２０人程度だった学芸員トークの参加者は、１００人を超えるようになったことが確認できた。

今後も、来館者の増加と満足度向上、博物館の認知度向上に向け、効果的な取組を進めていくことを期待する。

エ 危機管理対応について（公益財団法人静岡市文化振興財団）

歴史博物館事業計画書の「防災訓練等の実施」について、その対応を確認したところ、館内職員向けにマニュアルを策定して周知するとともに、それを活用して年２回避難訓練を実施しているとのことであった。また、この避難訓練の際に併せて、葵消防署職員からＡＥＤの使用に関する実施講習や、消防保守業者から非常用設備、消火設備の使用実施講習を行っているとのことであった。

歴史博物館は、外国人観光客や子ども、高齢者など、多様な方々が来場される施設であるので、引き続き関係各所とも連携し、より実践的な訓練を重ねるとともに、マニュアルについても随時点検を図りながら、万一の際に迅速な対応ができる体制を整

えておくことを望むものである。

（２）静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」

ア 駿府匠宿と職人との連携について（産業振興課、株式会社創造舎）

指定管理者の改善調書に、職人との信頼関係を築き、市の指定伝統工芸品の展覧会を駿府匠宿で開催できた旨の記載があることから、このことについて、市としての評価を確認したところ、「当初、職人の中には、駿府匠宿の指定管理者が創造舎に変わることについて、様々な不安を感じる方もいたかと推察している。しかし、創造舎による駿府匠宿のリニューアルで、施設の魅力が大きくアップし、お客様も増加してきている。また、見せ方の工夫などにより展覧会もグレードの高いものとなっており、駿府匠宿の店舗に商品を置くことが販売に大きく貢献することが認識されるようになり、地場産品の宣伝施設としての駿府匠宿の魅力が職人から改めて評価されたものと考えている。」旨の説明があった。

これらの状況は、指定管理者が、施設のリニューアルに取り組むとともに、各組合や職人を訪問し、連絡、相談を重ねるといった、地道な努力を行ってきた成果だと認識している。

伝統工芸品の技術を継承していくためには後継者の育成が不可欠であるが、そのためには、一定の売上を確保することが必要となる。今後も、駿府匠宿と職人、更には駿府楽市も含めた連携により、技術の継承と売上の向上が両立するよう取り組んでいくことを期待する。

イ 協定締結後の変化への対応について（産業振興課）

所管課と指定管理者双方の課題調書に、「最低賃金の引上げに対応できない。」「想定を大きく超えている来場者に対応するための人件費増などに対応できない。」旨の記載があり、来場者の増加という喜ぶべき状況にもかかわらず、最低賃金の引上げに伴う人件費の増加と指定管理料との関係で苦慮しているとのことであった。

また、所管課の課題調書に、「指定管理期間の指定管理料は、光熱水費や燃料費を除き毎年度固定」、「市の制度上の問題」との記載があった。

指定管理者の努力の成果である来場者増に対し、「市の制度上の問題」で対応できないことは大きな課題であることから、指定管理料の額などを定める協定の取扱いについて、制度所管課である市総務課が作成している静岡市指定管理者制度の手引（本編）（以下「手引」という。）を確認したところ、「第 10 節 協定の締結等」の「4 協定の改定」に「ただし書き」として「特別な事情があると認められる場合は、指定管理者と協議の上改定することができる。」との記載があり、「特別な事情としては、設置条例の規定の改正、施設の増設又は一部廃止、大幅な物価変動、災害の発生などが考えられる。」との注記も記載されていた。手引では、現行制度でも指定管理期間中の

協定の改定（指定管理料の改定）も可能と読み取れたことから、総務課に「今回のケースについての改定の可能性」について確認したところ、「利用料金制を導入している施設における、想定を大きく超えている来場者については、通常であれば指定管理者の収入が増加し、それで人件費を賄うことになる。来場者の増加が指定管理者の赤字を招くという当該施設の状況は、施設特有の構造上の課題であると考えられるが、現時点では詳細が分からず判断できない。まずは所管課で原因分析を行うことが必要であり、その結果を踏まえた相談があれば応じる。」との回答があった。

所管課に対し、今回の事案について、個別の案件として、総務課への相談を行ったか確認したところ、「当該案件単体として相談に行ったことはない。」との回答であった。

指定管理者の努力により、施設の魅力が大きくアップし、お客様も増加、商品や飲食の販売も伸びてきている好循環の中で、市の対応が原因でスタッフが不足しお客様の体験の希望に応えられないことは大きな課題である。

今回のケースが「特別な事情」に該当するか否かは直ちに判断できないが、現行制度においても、特別な事情があると認められる場合には協定の改定は可能であることから、所管課においては「市の制度上の問題」と結論付けるのではなく、早急に原因分析を行い、令和7年度を待つことなく制度所管課である総務課等と調整し、協定改定の可否についての検討を進めることを望むものである。

ウ 危機管理対応について（株式会社創造舎）

指定管理者が定めた「危機管理マニュアル」に対応できるように、どのような訓練が行われているか確認したところ、総合防災訓練やAED講習などを行っており、特に年2回の総合防災訓練では、各部署の担当の従業員が軸となって、今いるお客様をどのように避難まで誘導していくかを想定して訓練を実施するなど、現状で可能な限りの対策を講じているように見受けられた。

駿府匠宿は、立地場所の関係からも様々な想定をしなければならないことがあると思われるので、災害に関する専門的な知見も得ながら、地域や所管課と一体となって対策を講じ、引き続きより実践的な訓練を重ねるとともに、マニュアルについても随時点検を図り、万一の際には迅速な対応ができる体制を整えておくことを望むものである。

（3）指定管理業務全般について

ア 市と指定管理者の適切な連携について

指定管理者制度を導入した場合、施設の管理権限は指定管理者に委任されることになるが、このことは、市の施設設置者としての責任を減少させるものではなく、市は公の施設の設置者としての立場から、必要に応じた監督を行うことになる。

指定後の当該施設の日常の管理は、原則として指定管理者に委ねられることになるが、所管部局は日ごろからのモニタリング等を通じて、指定管理者による施設の管理運営が適正かつ確実に履行されているか等を確認し、課題等がある場合は指定管理者と解決に向けた協議を行うことが求められている。

指定管理者制度は、広く民間の視点、手法を取り入れることで、市民ニーズに対応した事業の実施など市民サービスの向上や、コスト削減等の効果が期待されるものではあるが、指定管理者に任せきりにすることなく、設置者である市と指定管理者の適切な連携のもと、市民サービスの更なる向上と、施設の管理運営のより一層の効率化に向けて取り組むことを期待する。

イ 指定管理業務の第三者への委託について

手引によれば、指定管理者が第三者に委託することができる業務については、指定管理者募集時の仕様書において示すこととされている。また、「指定管理者に対して指定通知を行う際に、様式第 31 号により、第三者に委託することができる業務やその条件等を併せて通知する。」とされている。

この様式第 31 号には、指定管理者が業務を第三者に委託した場合は、様式第 32 号により速やかに市に報告することが記載されている。

様式第 31 号により、様式第 32 号での報告を求めることが、市から指定管理者への一方的な意思表示ではなく、双方の合意に基づくものとして、指定管理者に様式第 32 号の報告を求めるためには、市と指定管理者双方の合意に基づく協定書や事業計画書への記載が必要ではないかと考える。駿府匠宿においては、仕様書及び様式第 31 号の通知により、様式第 32 号の報告についての記載があったが、歴史博物館においては、様式第 32 号の報告について、協定書や事業計画書、仕様書に記載されていなかったもので、次回の指定管理者募集の際には、記載の必要性について検討することを望むものである。

なお、駿府匠宿において、市の承認を受けずに第三者に委託していたことについての指摘を行ったが、今回指摘した産業廃棄物収集運搬及び処分委託業務のように、当初から想定される第三者への委託業務については、事務の効率化の観点から、あらかじめ様式第 31 号により通知しておくことも検討すべきでないかと考える。

4 その他必要と認める事項

2 件の指導事項があった。

5 監査した施設の概要

静岡市歴史博物館

施設の概要	所在地	静岡市葵区追手町4番16号
	設置時期	令和4年7月23日
	設置目的	地域の歴史に関する資料の収集、展示を行うとともに、歴史に関する調査研究及び地域の歴史的価値の発信を行うことにより、教育、学術及び文化の発展並びに歴史を媒介とした交流の促進に資することを目的とする。
	従事員数	18人
	主な施設	基本展示室、企画展示室、歴史体感広場、資料室、講座室、屋外広場
団体の概要	名称	公益財団法人静岡市文化振興財団
	所在地	静岡市葵区御幸町4番地の1
	設立年月日	平成6年7月1日
	設立目的	演劇、舞踊、美術、音楽、科学、歴史、生涯学習等の文化振興に関する事業を行い、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、もって魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与することを目的とする。
指定管理の状況	選定方法	非公募
	指定期間	令和4年7月23日から令和9年3月31日まで
	指定管理料	335,997,519円
	主な管理業務内容	1 歴史に関する実物、模写、文献、写真等の収集、保管及び展示に関すること。 2 歴史に関する調査研究に関すること。 3 歴史に関する講演会等の開催に関すること。 4 歴史に関する知識の普及に関すること。 5 他の博物館その他教育、学術又は文化に関する諸施設との連携協力に関すること。 6 市民の歴史を通じた交流の場の提供及び市民の学習活動の支援に関すること。 7 歴史的価値の発信による交流の促進に関すること。 8 1から7に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業
	収支の状況	収 入 額 337,820,559円 支 出 額 310,598,621円 収支差引額 27,221,938円

※指定管理料及び収支の状況は、令和5年度実績を示す。

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」

施設概要	所在地	静岡市駿河区丸子 3240 番地の 1
	設置時期	平成 11 年 4 月 15 日
	設置目的	市民が工芸に親しみ、歴史に触れることにより、地場産業及び地域の歴史への理解を深めるとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。
	従事員数	40 人
	主な施設	創作体験施設、展示施設、地場産品紹介施設
団体の概要	名称	株式会社創造舎
	所在地	静岡市葵区人宿町二丁目 6 番地の 10
	設立年月日	平成 19 年 5 月 8 日
	設立目的	1 地場産業における関係情報の収集処理及び販売 2 地場産業に関する企画・立案及び販売の斡旋 3 地場産品の販路拡大と需要開拓及び伝統産業の保存育成 ほか
指定管理の状況	選定方法	公募
	指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
	指定管理料	177, 247, 324 円
	主な管理業務内容	1 地場産業及び伝統工芸に係る創作体験の企画運営に関すること。 2 地場産品及び伝統工芸品の展示に関すること。 3 地域の歴史資料等の展示に関すること。 4 1 から 3 に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業
	収支の状況	収 入 額 207, 677, 462 円 支 出 額 217, 465, 652 円 収支差引額 △9, 788, 190 円

※指定管理料及び収支の状況は、令和 5 年度実績を示す。